

令和3年4月

長崎県農業経営課
長崎県農業振興公社

農地中間管理事業の令和2年度実績と 令和3年度推進方針

1. 令和2年度実績見込み

「新ながさき農林業・農山村活性化計画」の目指す姿である『経営耕地面積の8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う』農業構造の実現を目指し、県と農地中間管理機構は、県、市町、農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組んだ。

(1) 令和2年度において、機構貸付面積（フロー値）は目標の800haに対して775ha（達成率97%）。

(2) 平成26年度から7年間の累積（ストック値）は、目標の5,600haを上回る5,611ha（年平均802ha、達成率100%）。
また、経営耕地面積に占める中間管理事業の活用割合は、18.2%と、昨年までと同様九州第1位の実績。

平成26年度から令和2年度までの実績

単位：ha

	令和2年度 実績見込み (フロー値)	H26～R2 累積面積見込み (ストック値)	経営耕地面積 (2015 センサス)	経営耕地面積 に占める貸付 割合 (%)
福岡県	752	6,245	68,316	9.1
佐賀県	1,100	4,463	44,308	10.0
長崎県	775	5,611	30,756	18.2
熊本県	1,150	6,639	81,983	8.1
大分県	721	4,097	36,330	11.3
宮崎県	2,941	8,120	45,985	17.7
鹿児島県	2,100	11,264	77,988	14.4
九州計	9,539	46,461	385,666	12.1

各県公社聞き取り。(貸付始期 R2.4.1～R3.3.31 実績見込み)

2. 主な取り組み状況（令和2年度）

（1）市町推進チーム会（4～3月）の開催

市町等が中心となり、可能な限り機構も参加し、市町推進チーム会（市町、農業委員会、農業協同組合、振興局で構成）を開催し、事業推進方針の決定、重点推進地区の選定、年度目標面積の設定と推進対象の明確化、関係機関の役割分担の確認等を実施した上でマッチング及び進捗管理を進めた（21市町、延べ131回、平均6.2回（R3年3月末））。

（2）会議等開催による推進方針の決定と事業推進・進捗管理

県段階では、4半期毎に、県関係部局、農業会議、土地改良事業団体連合会、公社等による連携会議を開催し、推進方針の決定や進捗管理等を行った。

市町等に対しては、担当者会議（年2回）や市町推進会議（15市町）、農業委員会会長・事務局長会議（年3回）、振興局キャラバン（6振興局）等において、地域別年度集積目標及び推進方針の徹底と進捗管理を実施した。

（3）人・農地（・産地）プランの実質化の推進

- 令和元年度から、農地の集積、集約化を加速するため、市町推進チーム会を中心に、集落等における「人・農地（・産地）プランの実質化」に取り組み、推進方針の決定、工程表の作成、農地利用最適化アンケートによる農地利用の意向把握や現況（年齢、後継者の有無等）の地図化、将来方針の策定を進めた。
- この取組を進めるため、県段階では、連携会議による推進方針の決定、情報共有、課題整理、進捗管理を行うとともに、市町等へは、各種会議や地区別推進会議等を通じ進捗を図った。
- R2年度末までに、861集落のうち、355集落で、将来方針の策定が完了。
- また、県内14地区に水田畑地化を目指す実質化のモデル地区を設定し、担い手の明確化や農地基盤の整備計画、農地の団地化、ゾーニングを検討し、園芸品目の導入・作付面積拡大に向けた水田畑地化プランの策定の取組みを行った。

（4）土地改良区等重点地区への事業推進

中間管理機構事業を活用する重点対象組織として、土地改良区（225ha）、集落営農組織（84ha）、中山間・多面的支払組織（16ha）、

産地部会（6ha）への取組を進めた。

（5）機構集積協力金を活用した事業推進

地域でまとまって機構へ農地を貸し付け、地域の農地を守る取り組みを働きかけた結果、地域集積協力金を活用する地域は 24 地域、178ha、交付実績額 31,730 千円（R2 年度末）。

（6）中間管理事業を活用した農地条件整備の推進

機構関連基盤整備事業（農家負担 0）を木田地区（吉崎市、機構活用 25.9ha）において実施中。また、R3 新規柳新田地区（諫早市、機構活用 21.1ha）の実施に向け、農地の中間保有を行った。

また、面高地区（西海市）をはじめ、6 地区において基盤整備部局と連携し、機構が土地改良法の 3 条資格者として基盤整備事業に参画し、工事期間中の経常賦課金を機構が負担することで、基盤整備事業を推進（59ha）。工事完了後に受け手に貸し付ける予定。

さらに、簡易な基盤整備（暗渠管再整備など）を国の耕作条件改善事業を活用して推進し、農地の集積に中間管理事業を活用した（95 ha）。その際、農地集積の推進を図るため、機構で地図化の支援を行った（113 ha）。

（7）受け手ニーズに対応した農地の集積・集約化

担い手の希望に対応し、農業所得 1 千万円以上の確保を目指す農家（62ha）、認定新規就農者（44ha）、法人（148ha）など、農地のあっせんを行い集積を進めた。

3. 課題等

（1）市町推進チーム会の開催について、1 市町平均 6.2 回開催しているものの、開催回数も少なく時期も遅い市町が見受けられた。

また、内容的にも、目標設定が集積目標に至っていない市町や集積目標に対して推進対象が明確になっていない市町、進捗管理が十分でない市町が見受けられた。

推進チーム会構成メンバー間の日頃からの連携についても、出し手や受け手情報の共有やマッチングなど、活動に不十分な面も見られた。

（2）令和元年度から、農地の集積、集約化を加速するため、市町推進チーム会を中心に「人・農地（・産地）プランの実質化」に取り組んでい

るが、新型コロナウイルスの影響で、将来方針策定の中心が令和 3 年度にずれ込んだ。一方、将来方針を策定した 355 集落においても、各市町において農地の集積・集約化を進める動きに繋がっていない。また、多くの集落で、担い手の不足や農地の条件改善が必要などの課題もあり、この課題解決を図りながら農地の集積・集約化につなげる必要がある。

- (3) 担い手からの借受希望農地 7,542ha に対して、農地中間管理事業の貸付実績は 60%にとどまっている。

貸出希望農地 6,476ha には、荒廃農地等の使い勝手が悪い農地も相当含まれているなど、担い手の要望に沿う貸出希望農地（まとまった優良農地）の総量が不足している。（貸付先が決まっていない農地のうち 52%が耕作放棄地）

- (4) 平場の使い勝手の良い農地や土地改良区等話し合いの基盤がある地域の集積は一定進んできたが、まだ十分でない地域もある。特に地域集積協力金を活用した農地集積が、補助要件の変更（新規集積 1割や補助対象面積の算定が同一年度に設定した利用権に限る）やコロナの影響により、減少している（平成 30 年度 756ha、令和元年度 295ha、令和 2 年度 178ha）。一方、農地の条件整備を進めることと併せて中間管理事業を推進することで、成果を上げている市がある。

他方、担い手の高齢化・減少の中で、特に中山間地域では、農地の耕作条件が悪いことに加え、担い手が不足していることから、集積が遅れている。

- (5) 基盤強化法による農地の貸借に占める農地中間管理事業の活用割合は、平成 30 年度の 60%から令和元年度は 47%へと低下し、令和 2 年度はさらに 36%（R3 年 3 月末）へと低下した。なお、基盤強化法による相対での貸し借りが過半を占める市町が 14 市町ある。

高収益次期作支援交付金など補助制度活用に当たり中間管理事業を推進する姿勢に、市町により大きな差が出ている。

- (6) 機構貸付面積（累計）6,272ha のうち、非担い手から担い手への新たな集積は 1,586ha（25%、R3 年 3 月末）であり、前年度より 255ha 増加したのも目標の 50%には至っていない。

また、機構貸付は一定進んでいるものの、担い手への農地の集約化

が進んでおらず、分散・錯圃となっている。

(7) 県内の農地のうち、相続未登記(15,282ha・22%)や所有者不明(5,650ha・8%)の農地が併せて3割存在(平成28年農業委員会調査)しており、貸借や条件整備についての同意取得が困難となる場合がある。このようなことから、共有者(相続人)不明農地でも簡単な手続きで農地中間管理機構に貸すことができるよう法律が改正されたが、本県でも取り組みが始まったものの(2市町2件)、低調な取り組みにとどまっている。

県内には多くの法定外貸借(闇小作)が存在すると推測されるが、その計画的な解消が必要である。

4. 農地中間管理事業を巡る国の動向

(1) 農地中間管理事業の5年後見直し等

国は、令和元年5月に関係法令を改正し、事業の見直しを行った。

(施行日は、①②③令和元年11月1日、④令和2年4月1日)

- ① 地域の特性に応じて、コーディネーター役を担う組織(市町、農業委員会、JAなど)と農地中間管理機構とが一体となって推進する体制を構築する。
- ② 地域の徹底した話し合いにより、担い手への農地の集積・集約化を加速させる観点から、今後数年で太宗の地域で人・農地プランを実質化させる。
- ③ 農地中間管理事業の事務手続きの簡素化。
- ④ 農地集積円滑化事業が農地中間管理事業へ一本化されることに伴い、農地中間管理事業の事業地域が拡大され、市街化区域以外が対象となる。ただし、機構集積協力金等国庫補助の対象地域は、引き続き農業振興地域内。

(2) 令和3年度予算

① 機構集積協力金交付事業(国概算4,622百万円)

平成31年度に機構集積協力金制度が改正され、地域タイプへの重点化、中山間地域の要件緩和・交付単価のアップ。また、人・農地プランを実質化した地域に限定し、推進を図ることとされた。

② 経営継承・発展等支援事業(国概算1,503百万円うち推進事務)

人・農地プランの実質化が遅れている地域において、継続して実質化に取り組む市町村の活動を支援。

③ 機構集積支援事業(国概算2,791百万円)

- 農業委員会が行う人・農地プランの実質化に向けた取組み等を支援。
- ④農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）（県予算額 5百万円）
人・農地プランに作付計画を連動させた人・農地・産地プランの策定・実現を進めるため、担い手への農地集積・集約化や園芸作物の導入・団地化に必要となる再生可能な荒廃農地等の条件整備を支援。

5. 令和3年度推進方針

「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の目標達成に向け、担い手への農地集積を加速させるために、農地中間管理事業の取組面積800haを目標として、市町、農業委員会、JA等関係機関と連携を強化し積極的に取り組む。

（1）市町推進チーム会の活性化

- ・市町推進チーム会において、事業推進方針の決定、重点推進地区の選定、関係機関の役割分担の確認、課題の整理、対応方針の検討、進捗状況の確認などを行う。このため、原則として毎月、少なくとも2ヶ月に1回は開催することとしており、機構も各市町の推進チーム会へ参画し、連携強化を図る。
- ・特に、年度開始前又は当初に、各市町の集積目標に合わせた年度目標面積の設定と推進対象の明確化及び年度途中での進捗管理を徹底する。
- ・また、推進チームメンバーは、常日頃から、それぞれの役割を十分認識し、農地集積、荒廃農地の発生防止のため、出し手情報、受け手情報など緊密に情報共有を図る等、連携を強化する。（別添1 「令和3年度農地集積・集約支援方針」 参照）
- ・出し手・受け手の情報収集や掘り起こし等の現場活動に当たっては、コロナ感染予防対策に留意し、集落住民の理解を得ながら、畦道調査等可能な方法により積極的に進める。
- ・取組みを推進するため、市町の首長等へのキャラバンを実施し、事業推進のための理解・醸成を図る。

（2）「人・農地（・産地）プランの実質化」の着実な推進と中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の推進

- ・関係機関と連携しながら「人・農地（・産地）プランの実質化」を着実に推進するとともに、原則、全ての「人・農地（・産地）プラン」の将来方針の中に「中間管理事業の活用による農地の集積・集約化」を位置付けるように努める。

その際、担い手以外の農地所有者も含め、アンケートや集落での話し合い等の機会を活用して、中間管理事業のPRを行うとともに、市町、農業委員会、JAの広報誌、各種総会や座談会等の機会を活用した幅広いPRにも取り組み、農地中間管理事業の周知を図る。

- 将来方針に位置付けた集落等については、中間管理事業の重点集落に位置付け、事業推進を図る。

そのため、当該市町を中心に市町推進チームは、集落の意向を踏まえ、5年間の年度計画を立て、連携して深堀調査や集落の課題（担い手の不足、農地の条件整備など）解決を図りながら、担い手への農地の集積、産地の拡大を進める（別添2「令和3年度実質化した人・農地プランの実現に向けた推進方針について」参照）。

- また、水田畑地化のモデル地区において、農地中間管理機構の再配分機能を活用し、担い手への農地の集約化に取組み、分散・錯圃の解消、産地の拡大につなげていく。

(3) 土地改良区、集落営農組織、多面的・中山間組織、産地部会などでの推進

- これまで進めてきた土地改良区、集落営農組織、多面的・中山間組織、産地部会などにおいても、改めて各対象組織ごとに中間管理事業の活用割合を明らかにしたうえで、推進目標を設定し、地域集積協力を活用しながら、年度計画を立て、対象地区の地図化（必要であれば農地の条件整備）を行うなど、計画的に農地中間管理事業の推進を図っていく。その際には、法定外貸借（闇小作）の解消も進める。
- 特に、産地部会については、普及計画に取り込むなど、普及部門や産地部会、JAとの連携を図り、集出荷体制や労力支援体制の整備も同時に進めながら、農地の集積による産地の拡大につなげる。

(4) 中間管理事業を活用した農地条件整備の推進

- 「人・農地（・産地）プランの実質化」の中で、農地の条件整備に取り組む方針を立てた集落については、推進チーム会メンバーは役割分担の下、集落と連携し、深堀調査を実施するなど、農地中間管理事業を活用してまとまった農地の確保を行い、機構関連事業（補助率100%）や県営基盤整備事業（補助率92.5~95%）、簡易な基盤整備事業（農地耕作条件改善事業）を活用した条件整備や耕作放棄地の解消を進めていく。

この場合、機構として、市町等の協力を得て、機構が事業主体とな

り、農業者の初期負担を軽減する取り組みや農地集積に必要な地図化の支援を行う。

- (5) 中山間地域等担い手が不足する地域での農地中間管理事業の推進
- 中山間地域では農地の条件が悪く、担い手も不足していることから、関係機関と連携し、農地の条件整備や産地計画と連動した営農計画の樹立、担い手の確保・育成等に総合的に取り組む中で、農地中間管理事業の推進を図る。
 - この取り組みを進めるため、農地の利用調整を行う農業委員会、条件整備を行う基盤整備部局、産地計画・営農計画を指導する普及・営農部門、担い手を育成する部門など、関係機関が緊密に連携して事業を推進する。
- (6) 受け手ニーズに対応した農地の集積・集約化
- 農業所得1千万円以上の確保を目指す農家、認定新規就農者、新規参入法人など担い手の希望に応じ、農地のあっせんを行い集積・集約化を進める。
 - 具体的には、規模拡大意向農家等への聞き取り、リスト化（振興局、JA等）。
 - 貸出希望農地等を地図上に整理し、候補地をリストアップし、現地調査を実施（農業委員会、市町）。
 - 必要であれば、さらに、人・農地プランのアンケート、地図を基に、中間管理機構委託職員と農業委員・最適化推進委員が連携して、リタイア農家や規模縮小意向農家の情報を掘り起こし（市町、農業委員会）。
 - 規模拡大意向農家等への提案、地元の意向確認・合意形成（市町推進チーム会）。
 - 上記を円滑に遂行するため、関係機関の情報共有と支援体制を強化（県、機構）。
 - 特に、「人・農地プランの実質化」の取組の中で、担い手不足集落の情報を収集し、集落の意向も踏まえながら、地区外からの担い手や法人参入、参入法人と地区内担い手との法人設立など、機構と県、市町が連携し、農地と担い手のマッチングを進める。
- (7) 農地中間管理事業への誘導
- 農地中間管理事業の5年後見直し等により貸付事務の簡素化など機構の仕組みが改善された（令和元年11月法施行）。

- 各市町推進チーム会において、中間管理事業の活用割合の目標を定め、農業委員会、市町が連携し、農地中間管理事業のメリットも周知しながら、基盤強化法に基づく利用権設定から農地中間管理事業による権利設定への移行を働きかける。
- そのために、関係機関は、担い手から基盤強化法に基づく利用権設定の相談があった場合は、まず中間管理事業の活用を勧めるとともに、基盤強化法に基づく利用権設定の切り替えに当たっては、中間管理事業への切り替え目標面積を設定し、担い手への働きかけを行ってもらうために必要な情報を農業委員、最適化推進委員に提供する。
- また、担い手には、国や県単独の補助事業において、農地中間管理事業の活用状況に応じて加算ポイントが設定されているため、農地中間管理事業の有利性をPRし、推進を図る。市町、振興局は、農地の担当以外も含めて補助事業の情報共有を図り、補助事業の推進に当たっては中間管理事業を活用する方向で検討する。

(8) 基盤強化法、農地法の改正による相続未登記農地等の活用促進

- 平成 30 年 11 月基盤強化法等の改正により、農地集積の阻害要因となっている相続未登記農地の探索等の手続きが簡素化され、全国や県内でも複数の市町が取り組んでいることから、先行事例等を紹介し、まずは全市町でモデルとなる 1 事例を早く作れるように活用推進を働きかける。